奈良市公報

号外第 10 号 令和3年7月規則等

令 和 4年 6月 20日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長

			目 次						
-			規則						
月	日	番号	件 名	主管					
7	29	30	奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則	人事課					
7	29	31	奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の研究	雀 保健衛生課					
			保等に関する法律施行細則及び奈良市保健所長事務委任規	見					
			則の一部を改正する規則						
7	29	32	奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	介護福祉課					
	教 育 委 員 会								
月	日	番号	件 名	主管					
7	28	9	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育課					
7	28	10	奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則	训 一条高等学校					
			の一部を改正する規則						
			義会						
月	日	番号	件 名						
7	30	2	奈良市議会議員のき章はい用規程の一部を改正する規程						
			正誤表						
			正誤表						

規則

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第30号

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則

奈良市職員互助会規則(昭和40年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「若しくは」を「又は」に、「その」を「、その」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている会員については、その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る会費を免除する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員互助会規則第30条第4項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年7月29日掲示済)

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び奈良市保健所長事務委任 規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第31号

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

(奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成14年奈良市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第 2 条並びに別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「第 7 条第 3 項ただし書」を「第 7 条第 4 項ただし書」に、「第 17 条第 4 項」を「第 17 条第 8 項」に、「第 28 条第 3 項ただし書」を「第 28 条第 4 項ただし書」に改める。

第2条 奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号ウ中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同号キ中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同号ケ中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同号サ中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同号シ中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同号テ中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同号ニ中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同号ノ中「第5項」を「第6項」に改め、同号マ中「広告の中止」を「違反広告の中止、再発防止のために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示」に改め、同号ヤ中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同号コ中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同号ラ中「第1条の6第3項及び第1条の7」を「第2条の4第3項及び第2条の5」に改め、同号リ中「第1条の8」を「第2条の6)に改め、同号ル中「第2条」を「第2条の13」に改め、同号し中「県知事への通知」を「通知の受理」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第1条による改正前の奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律施行細則別記第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調

奈 良 市 公 報

号外第 10 号

整をして使用することができる。

(令和3年7月29日掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第32号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則 奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。 別記第20号様式(その1)を次のように改める。

第20号様式 (その1)

(表面)

							(<u>3</u> X, <u>m</u>)											
				介護	美保)	担限原	度額	忍定申	請	書							
(宛先) 奈良 次のとおり関係			企办,	足住婁	() 準左 剪	豊)に位え	太色 扣限	唐媚韧	完を由 譜)	ቱ ተ				年		月		日
フリガナ		大角とかべたく		/O LL 9	(11µ1)	Z/I-IN	J 74 15 154	DC TREPLY	被保険者					T				П
被保険者氏	名								恢 床 映 名	3 省 7	7				_	_	_	
									個人番号									
性別		Ŧ		男	•	女			生年月	目					年	E	月	B
住 所										雷言	活番号							
入所(院)したが保険施設の所名		Ŧ								HE C	U-188 7							-
及び名称(※ 入所(院)年月			電話番号 (※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートス															
(※)	_		年 月 日 「※が「護床映施駅に入所で売していない場合ないショートステイを利用している場合は、記入不要です。															
配偶者の有	無			有	• 4	#			左記におい項」は、記え		-		よ、以	下の	配	偶者に	関す	^る事
フリガ	ナ								個人番号		, ,							
EL 偶 氏 名 者 【									生年月日		. :				年	•	月	
に 関 住 p	f	Ŧ																
す る 本年1月1日		=								電記	括番号	-						
事 在の住所の	見住									雷言	活番号							
		市町村民	锐				課税	•	非課税	H-11								
収入等に関 する申告		②市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額とその他の合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が <u>年額80万円以下</u> です。 (受給している年金をOで囲んでください) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。 ③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額とその他の合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が <u>年額80万円を超え、120万円以下</u> です。 (受給している年金をOで囲んでください)								受給している全ての 年金の保険者を ○で囲んでください 日本年金機構 地方公務員共済								
	П	④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額とその他の合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が																
		年額120				110 75 68			キロ ・ 血 』へ 給している年)				
預貯金等に 関する申告		円)、③の	方は55	0万円(同1550	0万円)、	、 ④の方	は5007	円(夫婦は2 5円(同150 ④の方は10	0万	円)以	下で	す。					0万
,,,,,,,,		預貯金額			д		西証券 i概算額)			田		の他		内容	(
申請者が被保))	本人の場合	- には、下	記は記	入不要	です。												
申請者氏名											電話	番号(自宅	·勤	務先	E)		
申請者住所											本人。	との関	係					
被保険者の住所	折・月	5名以外に追	(付を希)	望される	方は、	以下に追	送付先を言	己入して	ください。									
送付先住所・リ 〒	氏名	1																
注意事項																		
(1) この申請書 (2) 預貯金等(-									-	を添ん	 1.7	てくす	ぎさい		
(3) 書ききれな	い場	場合は、余白	に記入っ	するか又	は別紙	に記入の	の上添付	してくだる	7. م ة 7. م									**
(4) 虚偽の申告 された額及7		より不正に特 :大2倍の加算				-		けた場合	には、介護(保険	法第2	2条第	:1項∅	り規定	EK	基づき	、支	給
			_															

(裏面)

同 意 書

(宛先) 奈良市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会 社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同 じ。)の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同 意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

※本同意書に係る個人情報の取扱いについては、奈良市個人情報保護条例の規定に基づき、上記目的以外での使用や外部提供を行うことはありません。また、収集した個人情報につきましては、適正に管理いたします。

市記入欄

交 付 年	月日	備考
年月	B	
適用年	月 日	
年 月	日から	
有 効 其	明 限	
年 月	日 まで	

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第20号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年7月29日掲示済)

教 育 委 員 会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月28日

> 奈良市教育委員会 教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第9号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和32年奈良市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条中「奈良市、生駒市及び山辺郡山添村の旧東山地区」を「県下全域」に改め、同条ただし書を削る。

附則

この規則は、令和3年7月28日から施行し、この規則による改正後の学校教育法施行細則第19条の規定は、令和4年度以後において高等学校の第1学年に在学することとなる者に係る通学区域に適用する。

(令和3年7月28日掲示済)

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月28日

> 奈良市教育委員会 教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第10号

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則(平成25年奈良市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一条高等学校授業料納入通知書(別記第2号様式)」の次に「、入学考査料については一条高等学校入 学考査料納入通知書(別記第3号様式)又は現金」を加える。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

本 中学校 版 かりがな * (乗りかな * 者 氏 名 * 人学考査料 企 額 円	(注1) *印の志願者「出身中学校名又は在学中学校名」・「ふりがな」・ ご覧入ください。 (注2) 納別除 年 月 日までに、明り難さず下配の金融機関に接出し程 (注3) 「一条集等学校入学学室科社(正2年代)・保護入学報金 制付用)」 (注4) 一度納けるれた入学学室科は、原則連付しません。 (注5) 印刷しいも文字や金機を訂正した納付書は受付できません。 納付取扱金服機関一覧	付してください。 をハサミで切り取り、入学顧書の所定の位置に貼り付けてください。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
- 条高等学校 入学考査料納入通知書・領収書 志願者氏名 * 様 保護者氏名 * 年度 駅 項 月 日までに納めてください。 奈 良 市 長 毎 領収日付印	- 条高等学校 入学考査料納入書 志願者氏名 * 様様	9) - 東高等学校 入学考査料領収済通知書 志願者氏名 様 様 振護者氏名 様 様 日 胡 斯 円 上記のとおり 年 月 日までに納めてください。 像収 日付印
	(裏面)	I
		のりしろ の 最繁の種類目付物があることを確認し、この納付 の 軽別値以上の (大学業権を付用) と称入急が度・機切器 リ し ようがり (産し、大学機能の所定の故意に知り付付 し ろ のりしろ
(*	後とり 続付取扱金動機関一覧	※ ハ学えで切る ※ この前入通知書・確収書は、未人の控えです。 この前入通知書・確収書は、未人の控えです。 前付取扱金斯機関一覧
	2 3 3 2 3 3 3 3 4 4 5 5 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	26 30 30 26 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年7月28日掲示済)

Ř

議

会

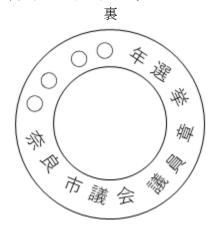
奈良市議会規程第2号

奈良市議会議員のき章はい用規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和3年7月30日

奈良市議会議長 三 浦 教 次

奈良市議会議員のき章はい用規程の一部を改正する規程

奈良市議会議員のき章はい用規程(昭和38年奈良市議会規程第3号)の一部を次のように改正する。 別図裏を次のように改める。



直径14ミリメートル

附 則 この規程は、令和3年7月31日から施行する。

(令和3年7月30日掲示済)

正誤表

令和3年8月16日付け奈良市公報第54号

11419 1 10 1 111)	小区中270年 分	
ページ	誤	正
1, 2	奈良市公報号外第 21 号に掲載	令和4年奈良市公報号外第10号に掲載